

第 3 給食センター（仮称）整備計画検討委員会設置要綱

（目的）

第 1 条 第 3 給食センター（仮称）の整備計画を策定するにあたり，専門的な見地及び保護者・学校関係者の立場から幅広く意見の聴取を行うため，第 3 給食センター（仮称）整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は，次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 施設設備等の基本仕様に関すること。
- （2） 事業手法の選定に関すること。
- （3） その他事業の推進に関し必要な事項に関すること。

（委員）

第 3 条 委員会は，次に掲げる 10 人の委員をもって構成し，教育長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 保護者代表
- （3） 学校関係者
- （4） 学校給食関係者
- （5） 教育委員会事務局の職員

（任期）

第 4 条 委員の任期は，原則として平成 29 年 12 月末までとする。

（組織）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は，委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し，委員会を主宰する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し，委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議は，委員長が招集し，その議長となる。

（意見の聴取）

第 7 条 委員会は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求め，その意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第 8 条 委員会の庶務は，教育委員会教育支援部給食運営課において行う。

（実施の細目）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関して必要な事項は，委員長が委員会の意見を聴いて別に定める。

附 則

この要綱は，平成 29 年 3 月 14 日から実施する。

第3給食センター（仮称）整備計画検討委員会 委員名簿

区分	分野	氏名	所属・役職名
学識経験者 (3名)	建築環境・設備	尾崎 明仁	九州大学大学院人間環境学研究院 都市・建築学部門 教授
	栄養管理	片桐 義範	福岡女子大学国際文理学部 食・健康学科 教授
	財務（資金調達，事業手法）	水木 祐一	株式会社日本政策投資銀行 九州支店 企画調査課長
保護者代表 (2名)	福岡市PTA協議会	西方 俊司	福岡市PTA協議会 会長
	福岡市PTA協議会	佐々木 純子	福岡市PTA協議会 副会長
学校関係者 (2名)	福岡市中学校校長会	櫻木 陽二	福岡市立宮竹中学校校長
	福岡市特別支援学校校長会	中島 信行	福岡市立生の松原特別支援学校校長
学校給食関係者 (1名)	物資調達 給食センター有田支所，箱崎支所調理	松本 勉	公益財団法人福岡市学校給食公社 理事長
教育委員会 事務局 (2名)	教育支援部（給食担当）	青木 功	福岡市教育委員会教育支援部長
	教育環境部（施設担当）	稲田 容子	福岡市教育委員会教育環境部長

実施の細目（案）

(1) 議事の公開

委員会の議事は、原則公開とする。ただし、会議が福岡市情報公開条例第38条ただし書きの規定（※1）に該当するとき、出席委員の過半数が非公開扱いとすることに正当な理由があると認めるとき又は意見や説明を求められた出席者から非公開扱いの希望申し出がなされた場合において委員会が正当な理由があると認めたときは、非公開とする。

なお、傍聴の手続きは、福岡市教育委員会傍聴人規則（昭和27年11月1日教育委員会規則第2号）に準じることとする。

(2) 議事録の公表等

ア 委員会の議事録は、会議の議題又は論点ごとの審議経過を明らかにした要点筆記とする。

なお、委員氏名の表出は行わない。

イ 議事録に関しては、別途委員のうちから署名人2名を選任し、事務局が調製した議事録案について承認を得て確定を行うものとする。

ウ 議事録については、会議資料も併せて事務局において閲覧できるように備え付ける。また、会議資料も含めてホームページ上でも公開する。

(3) 議会への報告

検討課題の各項目のうち特に重要なものについて、市において今後の方向性を概ね見出したものは、事務局から直近の市議会所管委員会へ報告等を行うものとする。

なお、必要に応じて、議会の意見等を踏まえて、更に審議を重ねるものとする。

(4) 委員会の性格等

委員会は、福岡市教育委員会附属機関等の設置及び運営に関する要綱第2条第2項に規定する「協議会等」であり、上記以外のことに関しては同要綱及び関連要領等に基づいて運営するものとする。

(5) 類似機関との相関

本委員会の、「学校給食センター運営委員会」及び「学校給食運営検討委員会」との関係は、相互に関係のある事項については相互に報告するなど、議論の機会を確保するものとする。

※1 福岡市情報公開条例第38条

（附属機関等の会議の公開）

附属機関等の会議は、これを公開するものとする。ただし、その会議における審議の内容が、非公開情報に該当する事項に関するものであるとき、又は許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

福岡市教育委員会附属機関等の設置及び運営に関する要綱（抜粋）

（平成13年5月21日教育長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、教育行政の効率性、透明性及び公平性を高めるため、福岡市教育委員会の所管に係る附属機関及び協議会等の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法令又は条例の定めるところにより設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をいう。

2 この要綱において「協議会等」とは、学識経験者、市民等の意見を聴くために設置するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 市民団体、関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの
- (2) 市職員のみで構成されるもの
- (3) イベント等の実行委員会及びこれに準ずるもの
- (4) その他この要綱の対象とすることが不適当なもの

（附属機関等の設置）

第3条 附属機関及び協議会等（以下「附属機関等」という。）の設置に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 他の附属機関等と設置目的又は所掌事務が重複し、又は類似しないものであること。
- (2) 既存の附属機関等又は他の行政手段の活用では課題の解決が不可能であり、又は著しく困難であること。
- (3) 委員の数は、20人以内とすること。ただし、法令若しくは条例に定めがある場合又はその他特別の事情がある場合は、この限りでない。
- (4) 臨時的な附属機関等については、設置期限を明示すること。

（協議会等の設置に係る留意事項）

第4条 協議会等は合議制機関として機関としての意見を表明する附属機関と異なり、あくまで出席者の意見の表明又は意見交換の場であるという基本的性格に鑑み、設置に当たっては次の事項に十分留意するものとする。

- (1) 名称には、審査会、審議会、調査会その他附属機関と誤認されるような文字を用いないこと。
- (2) 委員の意見のとりまとめについては、個々の委員の意見表明の形をとり、機関としての意見の表明と紛らわしい諮問・答申の形をとらないこと。
- (3) 定足数及び採決の方法を定めないこと。
- (4) その他設置及び運営に関しては、附属機関と紛らわしい措置をとらないこと。

附 則（平成24年7月1日改正）

（施行期日）

1 改正後のこの要綱の規定は、平成24年7月1日から施行する。

○福岡市教育委員会傍聴人規則

昭和 27 年 11 月 1 日
教育委員会規則第 2 号

(傍聴の手続)

第 1 条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、係員の指示に従つて、傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の 30 分前から開会予定時刻までの間行うものとする。

3 傍聴人の定員は、10 人とする。ただし、教育長が必要があると認めるときは、これを増員することができる。

4 会議を傍聴しようとする者が定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(平成 13 教規則 2・平成 17 教規則 15・平成 23 教規則 12・平成 27 教規則 8・一部改正)

(入場の制限)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められるもの

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯しているもの

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(平成 13 教規則 2・一部改正)

(傍聴人の遵守事項)

第 3 条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。

(4) 喫食又は喫煙を行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(昭和 40 教規則 13・旧第 4 条繰上, 平成 13 教規則 2・平成 23 教規則 12・一部改正)

(撮影及び録音)

第 4 条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、あらかじめ教育長の許可を得なければならない。

(平成 23 教規則 12・全改, 平成 27 教規則 8・一部改正)

(退場)

第 5 条 傍聴人は秘密会が開かれるとき、又は教育長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければならない。

(昭和 40 教規則 13・旧第 5 条繰上, 平成 13 教規則 2・旧第 4 条繰下・一部改正, 平成 27 教規則 8・一部改正)

(その他の指示)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は教育長の指示に従わなければならない。

(昭和 40 教規則 13・旧第 6 条繰上, 平成 13 教規則 2・旧第 5 条繰下・一部改正, 平成 27 教規則 8・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 40 年 10 月 25 日教規則第 13 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 29 日教規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 10 月 31 日教規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 10 月 31 日教規則第 12 号)

この規則は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 30 日教規則第 8 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職する教育長の同項の任期中は、この規則の規定による改正後のそれぞれの規則の規定は適用せず、この規則の規定による改正前のそれぞれの規則の規定は、なおその効力を有する。

1 福岡市の学校給食①



(使命)安全・安心でおいしい給食を安定的に提供

昭和25年 小学校 給食開始 単独校方式(自校式)
 昭和48年 中学校 給食開始 共同調理場方式(センター方式)
 昭和50年 特別支援学校給食開始 共同調理場方式

共同調理場名	稼働期間	調理食数(最大)
学校給食センター 那の津	S48.7~H28.7	約9,400食
学校給食センター 有田支所	S49.2~	約9,400食
学校給食センター 柳瀬支所	S50.4~H26.7	約9,800食
学校給食センター 箱崎支所	S58.4~	約9,400食

2 福岡市の学校給食②

- 単独校方式(自校方式) 小学校144校, 中学校5校, 特別支援学校2校
- 共同調理場方式(センター方式) 中学校64校, 特別支援学校5校
(平成29年4月現在)

共同調理場名	稼働開始	提供食数
第1給食センター	H26.9~	約12,500食
第2給食センター	H28.8~	約12,900食
学校給食センター有田支所	S49.2~	約6,800食
学校給食センター箱崎支所	S58.4~	約7,000食
計		約39,200食

給食対象人員には教職員を含む

※柳瀬支所は第1給食センター, 那の津は第2給食センター稼働開始に合わせ廃止

3 学校給食センター 再整備事業の検討経緯①

給食センターを取り巻くさまざまな課題

- 給食センターの老朽化
市内4カ所の学校給食センター(築30年~40年)の老朽化への対応
- 学校給食衛生管理基準への適合
学校給食法に基づく新しい衛生管理基準への対応
- 食物アレルギー
増加傾向にある食物アレルギーのある児童・生徒への対応
- 食育の観点
個別食器, 料理に合った食具での食事への対応
- 特別支援学校へのきめ細やかな対応
生徒・児童一人一人に合った給食(二次加工食)への対応

4 学校給食センター 再整備事業の検討経緯②



平成22年10月 「学校給食センター再整備基本構想」策定

学校給食の質の向上と環境の改善を図るため、
 これまでの給食センターを3カ所の給食センターへ
 再整備を行うこととした。

5 学校給食センター 再整備基本構想の概要①

施設・設備及び運営に関する基本方針

- ア 安全・安心な給食のための衛生水準、危機管理の徹底
- イ アレルギー対応食が提供できる給食環境の整備
- ウ 食育に資する望ましい給食環境の整備
- エ より豊かでおいしい給食のための調理環境の充実
- オ 高品質かつ効率的な施設設備の整備及び運営
- カ 環境負荷の低減

6 学校給食センター 再整備基本構想の概要②

学校給食センターの配置



南部エリア：平成26年9月	第1給食センター	(博多区東平尾一丁目9番16号)
東部エリア：平成28年8月	第2給食センター	(東区香椎浜ふ頭二丁目5番5号)
西部エリア：平成32年8月予定	第3給食センター(仮称)	(西区今宿青木)

7 学校給食センター 再整備基本構想の概要③

事業手法及び運営体制

- ・事業手法や運営体制は、センター毎に検討
- ・「給食の質的向上」と「民間ノウハウの活用等による業務効率化」との両立
- ・献立作成、栄養管理、衛生管理、物資調達・検査は市が担保すべき業務

8 主な変更点(中学校)

	〈変更前〉	〈変更後〉
副食数	2品	基本3品
食物アレルギー	対応なし	卵対応・乳対応・8種対応
食器	ランチプレート	個別食器
食具	スプーン・フォークの提供	献立により箸を持参
写真		

9 主な変更点(特別支援学校)

	〈変更前〉	〈変更後〉
副食数	2品	基本3品
食物アレルギー	対応なし	卵対応・乳対応・8種対応
二次加工食	なし(教室で先生が細かくするなど対応)	そしゃく食・押しつぶし食
写真		

11 第1給食センター 整備運営事業の概要①

事業用地:福岡市博多区東平尾一丁目9番16号

敷地面積:約13,177㎡

調理能力:13,000食/日

事業方式:PFI(BTO)

事業期間:事業契約締結日から平成41年3月31日まで

事業範囲:施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務

※ただし、献立作成や衛生管理、食育、食材調達・検収業務等については、引き続き市が行う。



10 第1給食センター



- 平成22年10月 「(仮称)第1給食センター整備計画検討委員会」設置
- 平成23年 3月 「(仮称)第1給食センター整備計画」策定
- 平成24年 1月 「(仮称)第1給食センター整備運営事業実施方針」策定
- 平成24年10月 「(仮称)第1給食センター整備運営事業」事業者選定
- 平成26年 7月 「学校給食センター(柳瀬支所)」廃止
- 平成26年 9月 「第1給食センター」稼働開始

12 第1給食センター 整備運営事業の概要②

事業スケジュール

事業契約締結	平成24年12月
設計・建設期間	事業契約締結日～平成26年7月末
学校配膳室改修工事	平成25年7月中旬～8月末日及び 平成26年7月中旬～8月末日
開業準備期間	平成26年8月1日～平成26年8月末
供用開始日	平成26年9月1日
維持管理・運営期間	平成26年9月1日～平成41年3月末

13 第2給食センター



- 平成24年 7月 「第2給食センター(仮称)整備計画検討委員会」設置
- 平成25年 3月 「第2給食センター(仮称)整備計画」策定
- 平成25年 9月 「第2給食センター(仮称)整備運営事業実施方針」策定
- 平成26年 9月 「第2給食センター(仮称)整備運営事業」事業者選定
- 平成28年 7月 「学校給食センター(那の津)」廃止
- 平成28年 8月 「第2給食センター」稼働開始

14 第2給食センター 整備運営事業の概要①

事業用地:福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目5番5号

敷地面積:約12,605㎡

調理能力:13,000食/日

事業方式:PFI(BTO)

事業期間:事業契約締結日から平成43年3月31日まで

事業範囲:施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務、
運營業務

※ただし、献立作成や衛生管理、食育、食材
調達・検収業務等については、引き続き市
が行う。



15 第2給食センター 整備運営事業の概要②

事業スケジュール

事業契約締結	平成26年12月
設計・建設期間	事業契約締結日～平成28年7月末
学校配膳室改修工事	平成27年7月中旬～8末日及び 平成28年7月中旬～8月末
開業準備期間	平成28年8月1日～平成28年8月末
供用開始日	平成28年8月30日
維持管理・運営期間	平成28年8月30日～平成43年3月末

議題 4 検討委員会のすすめ方について

(1) 整備計画策定の手順

1. 事業予定地について

事業予定地の概要

- 事業予定地決定までの経緯
- 事業予定地の特性および造成計画
- 配送対象校における想定配送時間（2時間喫食の遵守）

2. 基本仕様について

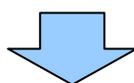
必要機能の検討

- 基本構想，第1・2給食センター整備計画及びその検討過程等を踏まえ，第3給食センターに求められる機能を検討
(第1・2給食センターの基本仕様のうち，不要となる機能)
(第3給食センターの基本仕様として，新たに加える機能)
- 概算事業費（施設整備費，維持管理・運営費）の算定

3. 事業手法について

事業手法の検討

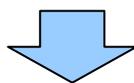
- 事業手法選定にあたっての視点
- 各事業手法のメリット・デメリット
- VFMの検討
- 市場調査の結果



4. 最適事業手法の選定

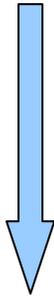
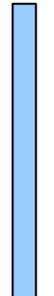
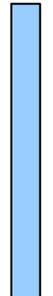
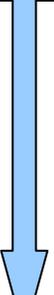
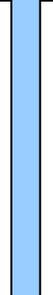
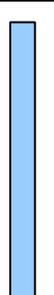
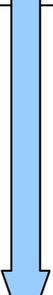
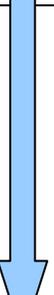
総合的な評価

- 定量的な効果（VFMの達成）
- 定性的な評価（サービス水準の維持・向上）
- 民間企業の参入可能性



整備計画策定

(2) 検討委員会の開催スケジュール及び検討内容（予定）

	検討委員会の設置等 について	事業予定地 について	基本仕様 について	事業手法 について
第1回 (平成29年4月28日)	 <ul style="list-style-type: none"> ○委員長，副委員長の選任 ○細目の制定 ○学校給食の現状とセンター再整備の基本的な考え方 ○再整備スケジュール 	 <ul style="list-style-type: none"> ○事業予定地の概要 ○事業予定地の特性 ○配送対象校及び配送時間 	 <ul style="list-style-type: none"> ○基本仕様 ・要旨 ・必要機能 	
第2回 (平成29年7月)		 <ul style="list-style-type: none"> ○事業予定地の進捗状況 	 <ul style="list-style-type: none"> ○基本仕様 ・必要機能 	 <ul style="list-style-type: none"> ○各事業手法の整理 ・事業手法選定にあたっての視点 ・各事業手法のメリット，デメリット
第3回 (平成29年8月)			 <ul style="list-style-type: none"> ○最終確認 	 <ul style="list-style-type: none"> ○VFMの検討 ○市場調査の結果 ○最適事業手法の選定

第3回までの検討状況によっては，第4回の開催もありうる。

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
------	------	------	------	------	------

事業用地関係

事業用地決定

土地造成工事

事業用地取得

整備計画関係

H29.4 H29.9
 整備計画
 検討委員会
 ※3回程度

整備計画
 策定

開催予定日
 ①4月28日 ②7月 ③8月

H29.11
 事業者
 検討委員会
 ※2回程度

入札
 公告

H30.9
 事業者
 検討委員会
 ※4回程度

事業
 契約
 締結

設計

建設
 工事

H32.8~
 供用
 開始

議題 6 事業予定地について

1. 事業予定地の概要

(1) 所在地 福岡市西区今宿青木字廣石南 1042 番 2 の一部, 1042 番 4 の一部

(2) 所有者 アスミオ株式会社, 株式会社アイチ.

※造成工事完了後, 所有者と土地売買契約予定

(3) 用途地域 市街化調整区域

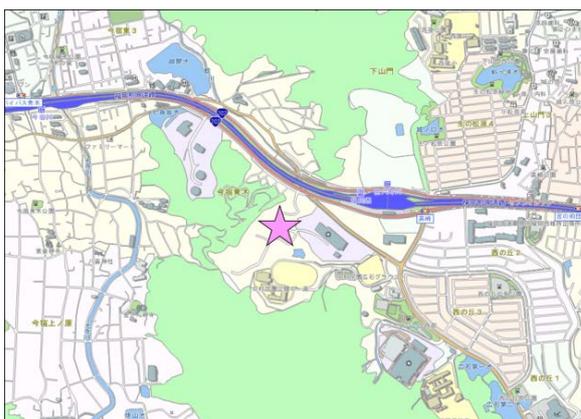
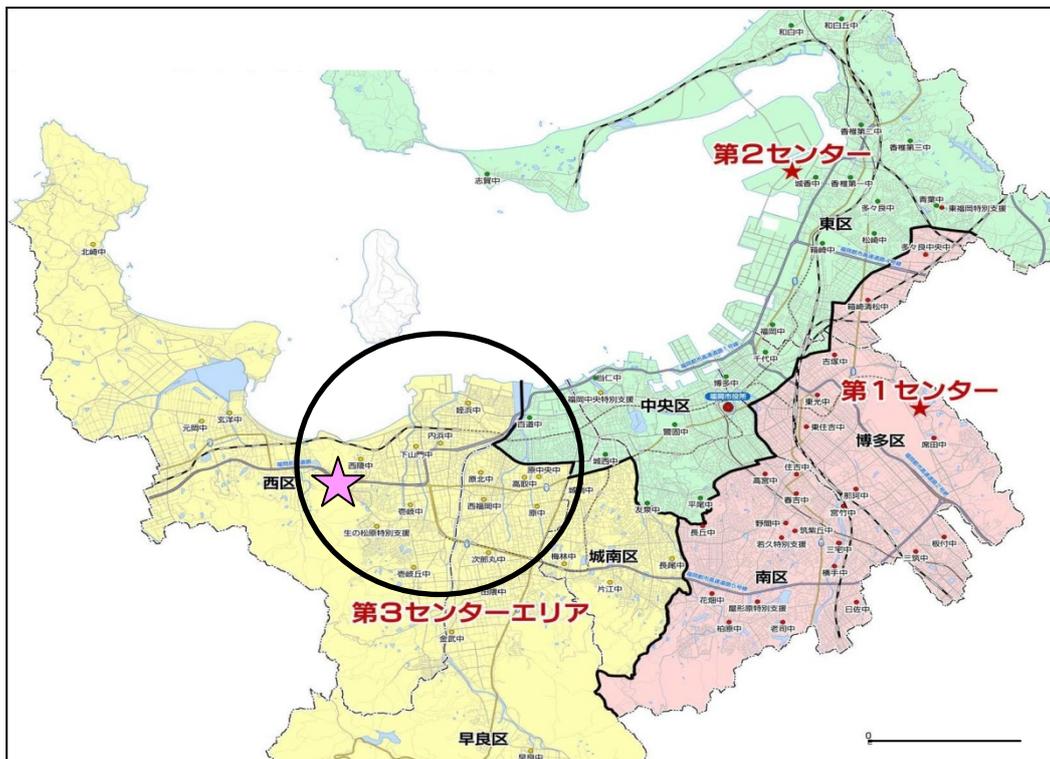
(4) 地目 山林

(5) 建ぺい率 60%

(6) 容積率 200%

※(5) 及び(6) は「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度」(平成 16 年福岡市告示第 26 号)の備考 2(2) による。

(7) 造成計画上の敷地面積 26,502 m² (うち, 建物敷地 12,998 m²)



2. 事業予定地決定の経緯

平成 27 年度に事業用地公募を実施し、応募のあった 2 件の土地について審査委員会で審査を行った結果、本件土地を事業予定地として決定した。

<公募要件>

- ① 第 3 給食センター（仮称）配送対象校まで 50 分以内に到着できること。
- ② 平成 30 年 3 月までにア及びイを満たした状態で土地の引渡しが可能であること。
 - ア 更地であること。
 - イ 建物敷地として有効利用できる面積（複数の土地所有者による応募の場合は合算した面積）が約 12,000 m²～13,000 m²であること。
- ③ 複数の土地所有者による応募の場合、すべての土地所有者が応募について同意していること。

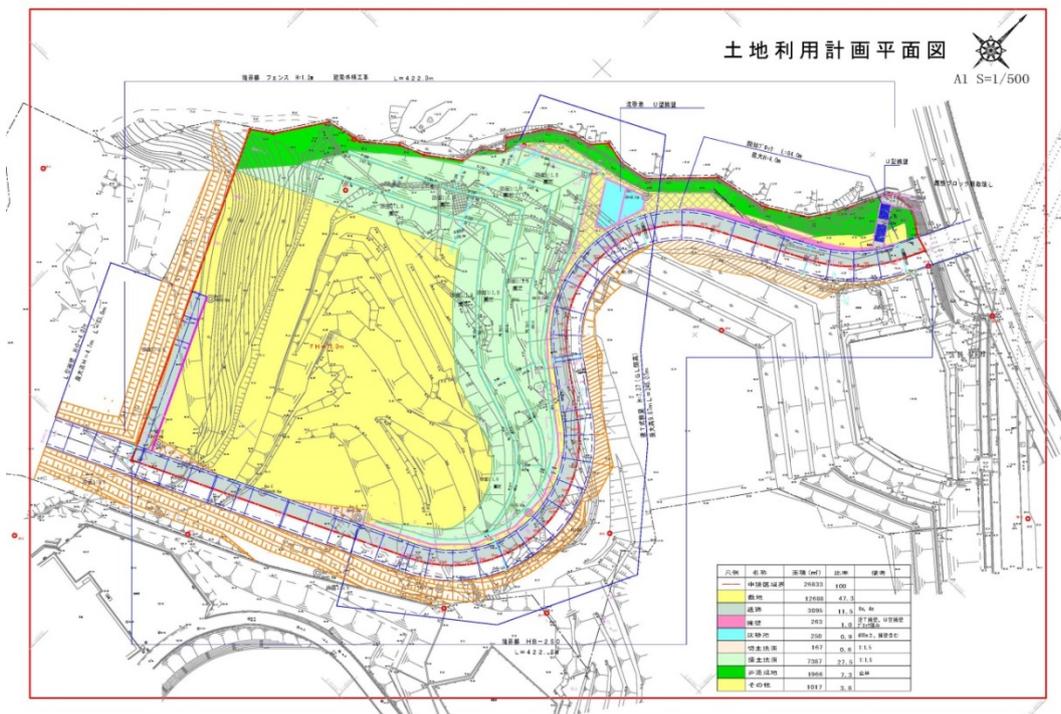
3. 事業予定地の特性

- (1) 周囲に住宅地がない。
 - 配送車両出入り時の騒音対策や臭気対策などが軽減される。
 - 通学路への影響が極めて少ない。
- (2) 真砂土採取場跡地である、また、周囲に森林が残っている。
 - 飛砂対策や害虫対策を講じた施設とすることが望ましい。
- (3) 建物敷地の標高が 75m であり、敷地内に高低差がある。
 - 車両通路の舗装時や維持管理時に路面凍結対策等を講じることが望ましい。

4. 事業予定地造成計画

平成 29 年 12 月造成工事完了予定。

なお、造成工事の実施に当たっては平成 28 年 6 月 13 日付で、第 3 給食センターの建築を土地の利用目的とした開発行為等適合証明書（開発許可不要証明）を取得している。



5. 配送対象校への想定配送時間

No.	対象校	事業候補地		
		最短距離 (m)	配送時間 (分)	
			①時速21.2km/h	②時速24.4km/h
1	生の松原特別支援学校	3,267	9.2	8.0
2	壱岐丘中学校	5,107	14.5	12.6
3	壱岐中学校	3,650	10.3	9.0
4	下山門中学校	4,056	11.5	10.0
5	元岡中学校	4,726	13.4	11.6
6	玄洋中学校	3,859	10.9	9.5
7	西陵中学校	2,528	7.2	6.2
8	内浜中学校	4,778	13.5	11.7
9	北崎中学校	11,067	31.3	27.2
10	姪浜中学校	6,155	17.4	15.1
11	城南中学校	7,857	22.2	19.3
12	長尾中学校	11,458	32.4	28.2
13	梅林中学校	8,524	24.1	21.0
14	片江中学校	9,859	27.9	24.2
15	金武中学校	8,159	23.1	20.1
16	原中央中学校	6,874	19.5	16.9
17	原中学校	6,951	19.7	17.1
18	原北中学校	5,506	15.6	13.5
19	高取中学校	6,482	18.3	15.9
20	次郎丸中学校	6,294	17.8	15.5
21	西福岡中学校	5,435	15.4	13.4
22	早良中学校	12,560	35.5	30.9
23	田隈中学校	7,331	20.7	18.0

※速度設定について

①時速 21.2km

給食センター再整備基本構想策定時における基本速度設定であり、平成17年道路交通センサス結果（福岡市／一般道路計／混雑時旅行速度）に基づく。（最も安全側での想定とするため「混雑時旅行速度」を設定条件としている。）

なお、当時の実走調査結果は時速21.2kmよりも遅かったため、基本構想策定における配送時間の算定に当たっては補正率を設定している。

②時速 24.4km

平成22年道路交通センサス結果（福岡市／一般道路計／混雑時旅行速度）に基づく。

なお、平成27年12月の実走調査結果は時速24.3kmである

※使用道路の選択について

- ・幅員5m以上の道路を対象としている。
- ・候補地から幹線道路までの一方通行等の状況は加味しているが、その後の対象校までの一方通行等の状況は加味していない。

議題 7 基本仕様（案）について

1. 施設の基本的な考え方

(1) 安全・安心な給食のための衛生水準、危機管理の徹底

- ・学校給食衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアルの遵守
- ・HACCP（危害分析・重要管理点）の考え方に基づく衛生管理
- ・人や食材が衛生的に移動可能な相互汚染防止に配慮した施設の計画
- ・作業場内の温湿度や労働負担の軽減など、調理従事者の作業環境への配慮
- ・荒天時や機器トラブルなどの緊急時においても給食を安定提供できる体制の構築

(2) アレルギー対応食が提供できる給食環境の整備

- ・除去食又は代替食の提供が可能なアレルギー対応専用調理室等の設置
- ・個人専用容器による配送など、アレルギー事故防止対策の徹底

(3) 食育に資する望ましい給食環境の整備

- ・PEN樹脂製個別食器の導入
- ・調理室を見ることが出来る通路等の設置
- ・生徒・児童や保護者、市民等への分かりやすい給食情報の提供

(4) より豊かでおいしい給食のための調理環境の充実

- ・高機能調理機器及び高性能断熱食缶の導入
- ・中学校給食に準拠した知的障がい特別支援学校給食の提供
- ・二次加工食調理室等の設置

(5) 高品質かつ効率的な施設設備の整備及び運営

- ・提供食数及び献立方式に応じた作業空間と機能性の確保
- ・建設から維持管理・運営に渡るライフサイクルでのコスト効率化
- ・学校配膳室の改修による混雑解消及びバリアフリー化
- ・「ユニバーサル都市・福岡」や障がい者雇用推進の理念を踏まえた施設整備及び運営

(6) 環境負荷の低減

- ・河川への雨水流出抑制など、周辺地域の環境保全
- ・省エネルギー設備の導入、再生可能エネルギーの利用
- ・残渣の減量化及び再生利用の継続

2. 第3給食センターで求める新たな機能

(1) 災害時における対応

- ・災害時における機能維持、早期回復・復旧への配慮
- ・市及び公益財団法人福岡市学校給食公社と連携した炊き出し支援

(2) 市全体での継続的かつ安定的な給食の提供

2. 必要機能

(1) 調理能力

15,000 食／日

(内、アレルギー対応食は150 食程度、特別支援学校対応食は最大600 食程度とする。)

※配送校数は、中学校・特別支援学校 70 校のおよそ 3 分の 1 を想定

(2) 献立方式

① 中学校：2 献立制

ア 副食 3 品とする。

イ 希望者にはアレルギー対応食を提供する。なお、配送・配膳については、生徒ごとに米飯、副食、デザート類及び食器を全てひとまとめにして行う。

ウ アレルギー対応食は、上記アの献立を基本に、メニューに応じて除去食と代替食を併用（基本的には除去対応とし、主な食材がアレルゲンの場合は代替食提供とする。）、対応アレルゲンはアレルゲン表示義務原材料 7 種（乳、卵、小麦、えび、かに、そば、落花生）及びごま・ごま油とし、提供方法は 3 形態（卵対応、乳対応、アレルゲン 8 種対応）からの選択方式とする。

エ 各中学校特別支援学級生徒には、中学校給食を提供する。

② 特別支援学校：1 献立制

ア 中学校給食に準拠した専用献立（中学校給食とは同一の献立であっても使用する食材、切り方、大きさ、調味方法などが一部異なる。）で、副食 3 品とする。

イ 「小学部低学年」・「小学部中学年」・「小学部高学年」・「中・高等部」の 4 通りでの量の調節を予定している。

ウ 希望者には、アレルギー対応食、二次加工食、アレルギー対応・二次加工複合食を提供する。なお、配送・配膳については、生徒・児童ごとに米飯、副食、デザート類及び食器を全てひとまとめにして行う。

エ 二次加工食は、咀嚼・嚥下等が困難な生徒・児童に対し、摂食機能に合わせた大きさ、硬さ、とろみを考慮して、別調理（別調理した上での再調理を含む。）を行うこととし、提供区分は、4 区分程度を想定している。

オ アレルギー対応食は、②ア又はエの献立を基本に、メニューに応じて除去食と代替食を併用（基本的には除去対応とし、主な食材がアレルゲンの場合は代替食提供とする。）、対応アレルゲンはアレルゲン表示義務原材料 7 種（乳、卵、小麦、えび、かに、そば、落花生）及びごま・ごま油とし、提供方法は 3 形態（卵対応、乳対応、アレルゲン 8 種対応）からの選択方式とする。

(3) 施設形態

- ① 1 場 1 棟方式、ドライシステムの採用を前提とする。
- ② 給食調理エリアは、1 階配置を基本とする。
- ③ アレルギー対応食専用の調理室を設置する。(150 食程度対応)
- ④ 特別支援学校の調理ラインは、特別支援学校と中学校それぞれの献立や調理に支障を来さないのであれば、中学校のラインとの共用も可とする。(最大600 食程度対応)
また、咀嚼・嚥下等が困難な生徒・児童に対応した二次加工食の調理ができる専用の調理室を設置する。(最大20 食程度対応)
- ⑤ 学校から回収した残食及び調理くずは、市が別途契約する業者により排出処理を行う。
- ⑥ 炊飯設備は設けないものとする。
ただし、アレルギー対応食のうち、アレルゲン 8 種対応分の麦なしご飯と、特別支援学校二次加工食対応のうち、米飯加工対応分については、センター内に炊飯器設置などにより炊飯機能を備えるものとする。